

各種大会（出場）補助金等については、当分の間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、新市において検討する。

社会教育関係団体及び補助金については、熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。また、益城町PTA連絡協議会補助金は、5年間を限度として現行のとおり継続し、団体の統合が成立した年度で廃止する。

公民館使用料については、現行のとおり継続する。

下記の事業については、新市の事業として継続する。

- ・少人数学級
- ・育英奨学金（育英事業）
- ・教育内容充実経費・学びノート 教室開催経費

◆少人数学級（1クラス35人学級）

子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を行えるよう、少人数学級を小学3年生及び4年生に導入。中学1年生の導入に向けて検討中。

◆育英奨学金（育英事業）

経済的に修学困難な生徒や学生が、奨学金の貸し付けを受けることによって学校等を無事卒業し、もって社会に貢献する人物へと成長することを目的とした奨学金貸付制度。

◆教育内容充実経費・学びノート教室開催経費

小学校全児童に配布している国語、算数の問題集「学びノート」の活用をとおして、学ぶ意欲や学びの習慣化を目指し、子どもたちの基礎学力の定着を図る。

乳幼児健診について、乳児健診及び幼児健診は、実施方法を熊本市に統一する。ただし、幼児健診のうち1歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児眼科健診は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

◆乳児健診の実施方法

熊本市…小児科医療機関への委託により実施

医療機関の診療時間内に受診

益城町…益城町健康管理センターにて月1回実施

公立幼稚園保育料等について、保育料は、5年間の経過措置を設定し、その後熊本市の例に統一する。

下記の事業については、新市の事業として継続する。

- ・乳幼児経過観察健診
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・公立保育所一時保育事業

◎協議第24号 教育関係事業について（その1）

通学区域（小・中学校）について、校区については現状を引き継ぐ。ただし、熊本市に隣接する地区においては、保護者、地域住民の意向を聞きながら、校区の変更や緩衝地区の設定について対応する。スクールバスは、当分の間現行のとおり継続する。指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。

◆小峯地区、広崎地区など熊本市と隣接する地区については、校区の見直しや緩衝地区が設定され、児童の通学安全が確保されます。

図書館の施設管理運営について、益城町図書館は、合併時に熊本市図書館の分館として位置づけ、管理運営を統一する。ただし、開館、閉館、休館については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

体育協会について、益城町体育協会の組織は合併時から熊本市の例に統一する。益城町の校区体育協会及び競技団体への補助金は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

各種体育施設について、管理方法は熊本市の例に統一する。料金は現行のとおり継続する。

各種大会等について、ジョギングフェア及び高遊原相撲大会は現行のとおり継続する。ただし、運営主体を検討する。ソフトボール大会、野球教室、駅伝大会は、市民スポーツフェスタの事業として熊本市の例に統一する。「きままにスポーツ健康フェスタ」のうち、「スポーツフェスタ」は市民スポーツフェスタの事業として熊本市の例に統一し、「健康まつり」は健康福祉部において協議する。

◆提案された項目
協議第16号
総務関係事業について（その1）
「消防補助金等」「非常備消防（消防団）」「防災無線」が提案されました。
協議第22号
経済振興関係事業について（その1）
「基盤整備事業」「土地改良区運営費補助金」「企業立地促進事業」など7項目が提案されました。
協議第23号
都市建設関係事業について（その1）
「道路照明灯の整備・維持管理」「新規道路の認定」「道路占有料」「私道の整備」が提案されました。

協議会の資料等を益城町ホームページに掲載しております。【トップ→行政情報→市町村合併】

<http://www.town.mashiki.kumamoto.jp/>